

公開版

## 平成29年度 教育委員会 第19回定例会 議案

1 日 時 平成30年1月10日（水） 午後1時15分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第33号議案 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針の改定 ... 1

<非>第34号議案 平成29年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者決定 ... 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第 33 号議案

静岡県いじめの防止等のための基本的な方針の改定

静岡県子どもいじめ防止条例(平成 28 年 12 月施行)第 11 条第 2 項に基づき、静岡県いじめの防止等のための基本的な方針の改定(案)を別添のとおり知事に提出する。

平成 30 年 1 月 10 日提出

静岡県教育委員会教育長

# 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

## 〈特徴〉

- いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えること
- いじめ問題の克服については、社会総がかりで取り組むこと

## 第1 いじめの現状と基本理念

### 1 いじめの現状

いじめの認知件数については、多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉える。

### 2 基本理念

- ◆ 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ◆ 子どもが、主体的かつ自主的な取組ができるようになる。
- ◆ 社会総がかりでいじめの問題を克服する。

## 第2 いじめの防止等の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つ。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。

### 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる。

集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

### 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。

未然防止のために、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていく。

早期に発見し、組織的な対応をする。

### 【いじめの未然防止・早期発見に向けた家庭・地域・学校の役割】

役割	
家庭	子どもの関わりや対話を大切にする。 いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さない。
地域	地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく。 いじめの事実を知るなどした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する。
学校	自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていく。 日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努める。

### 関係機関との適切な連携

- ・学校と警察や児童相談所等との情報共有体制の構築
- ・医療機関などの専門機関と連携した教育相談等の実施
- ・人権擁護機関など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

## 第3 いじめの防止等のための対策

### 1 県・県教育委員会が実施すること

県・県教育委員会は、いじめの防止対策について必要な措置を講じ、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行う。

- ・基本方針の策定
- ・いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策本部の設置
- ・いじめ防止等のための対策(教職員の資質向上、調査研究、啓発活動等)
- ・いじめの早期発見・早期対応(相談体制の整備等等)

### 2 学校が実施すべきこと

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者とも適切な連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められる

- ・学校いじめ防止基本方針の策定(組織的・体系的・計画的対応、周知、評価)
- ・学校におけるいじめ防止対策組織の設置
- ・いじめの防止等のための対策(道徳教育の推進、自主的活動の設定、保護者や地域への啓発、配慮をする児童生徒への支援、教職員の資質向上、学校評価による取組みの改善)
- ・いじめの早期発見・早期対応(情報共有の体制整備、実態把握、相談体制の整備、組織的対応と設置者への報告、解消に向けた慎重な対応)
- ・関係機関との連携(警察、相談機関、児童相談所、医療機関等)

### 3 重大事態への対処

#### 重大事態とは

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

#### 重大事態が発生した場合

- ・学校は学校の設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設けて調査する
- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。
- ・調査は、公平性・中立性の確保について配慮する。

# 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針 改定のポイント

## ポイント1 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に基づく改定

ポイント	概要	頁
いじめの認知	<b>けんかやふざけ合いに係る記述を明記</b> 1 いじめの定義 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。	[P2] 下段
いじめ防止基本方針	<b>学校評価において達成目標及び達成状況を位置付けることを規定</b> 2 学校が実施すべきこと (3) いじめの防止等のための対策 ア いじめの未然防止 イ 学校評価による取組の改善 学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組(中略)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。	[P11] 上段
学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有	<b>学校の組織的な対応力の向上について明記</b> 2 学校が実施すべきこと (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 学校いじめ防止基本方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込み、組織として一貫した対応することにつながります。 (3) いじめの防止等のための対策 イ いじめの早期発見・早期対応 ア 教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておく必要があります。 (イ) 学校のいじめに対する措置 a いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげなければなりません。(略)	[P9] 中段 [P11] 下段
いじめの未然防止・早期発見	<b>教育の充実に加え、子どもの自主的活動の場の設定について明記</b> 2 学校が実施すべきこと (3) いじめの防止等のための対策 ア いじめの未然防止 イ 道徳教育等の推進 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ることが必要です。 (イ) 子どもの自主的活動の場の設定 学級活動や児童会・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要です。	[P10] 下段
いじめへの対処	<b>いじめの「解消」の定義を詳細に規定</b> 2 学校が実施すべきこと (3) いじめの防止等のための対策 イ いじめの早期発見・早期対応 (イ) 学校のいじめに対する措置 e いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでおり、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされている必要があります。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。	[P12] 中段
法の理解増進等	<b>学校いじめ防止基本方針の広報啓発について明記</b> 2 学校が実施すべきこと (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、例えば、PTA や地域の関係団体に意見を求める、子どもの意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。 また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明します。 <b>国立及び私立の学校への支援として、教育委員会との連携について明記</b> 2 学校が実施すべきこと (3) いじめの防止等のための対策 イ いじめの早期発見・早期対応 (イ) 学校のいじめに対する措置 g 国立学校及び私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、県教育委員会からスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び県教育委員会との連携確保、県私立学校主管部局は、県教育委員会との連携確	[P9] 下段 [P12] 下段

いじめの防止	<p>学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記</p> <p>2 学校が実施すべきこと</p> <p>(3) いじめの防止等のための対策</p> <p>ア いじめの未然防止</p> <p>(イ) 配慮をする児童生徒への支援</p> <p>学校として特に配慮が必要な児童生徒については日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援、指導を組織的に行います。</p> <p>例えば、発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒及び東日本大震災で被災した児童生徒や原子力発電所事故により避難している児童生徒などが考えられます。</p>	【P10】 下段
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	<p><b>重大事態の取り扱いに関する事項を明記</b></p> <p>3 重大事態への対処</p> <p>いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処します。</p> <p>(1) 学校の設置者又は学校による対処</p> <p>ア 重大事態のケース</p> <p>重大事態とは、次のような場合を言います。</p> <p>(ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(中略)</p> <p>(イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間(年間30日以上を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。また、子どももや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできません。</p> <p>(5) 重大事態対応フロー図</p>	【P13】 上段 【P13】 下段～

## ポイント2 「静岡県子どもいじめ防止条例」に基づく改定

社会総がかりでいじめを克服する	<p><b>社会総がかりでいじめ問題に取り組むことを明記</b></p> <p>2 基本理念</p> <p>◆ 県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。</p>	【P1】 下段
学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む	<p><b>いじめの認知こそが対策のスタートラインであることを明記</b></p> <p>1 いじめの現状</p> <p>いじめの認知件数については、多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対策へつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。</p>	【P1】 上段

## ポイント3 「教育委員会定例会委員協議会」及び「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」における議論に基づく改定

いじめ防止対策の充実	<p><b>日頃から子どもの心の状態を把握する必要性について明記</b></p> <p>3 基本的な考え方</p> <p>(2) いじめの早期発見・早期対応</p> <p>いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。</p>	【P5】 上段
いじめ防止のための要因分析	<p><b>事例をもとに事案対処することを明記</b></p> <p>2 学校が実施すべきこと</p> <p>(3) いじめの防止等のための対策</p> <p>ア いじめの未然防止</p> <p>(オ) 教職員の資質向上</p> <p>学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。</p>	【P1】 上段

第19回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	監査結果に関する報告	1

報告事項 1  
(件名)

平成 30 年 1 月 10 日

## 監査結果に関する報告

(財務課)

平成 29 年度第 2 回の監査結果（平成 29 年 9 月 28 日付通知）における指摘（1 件）、意見（2 件）に対する各所属の措置状況について、12 月 26 日監査委員へ報告した。

### <指摘>

対象機関	件名	詳細
教育総務課	交通違反（酒気帯び運転）の発生 ※ 処分日：平成 29 年 6 月 7 日（水） 処分内容：免職	別紙 1

### <意見>

対象機関	件名	詳細
教育総務課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	教職員の不祥事根絶への取組	別紙 2
健康体育課	子どもの体力向上の推進	別紙 3

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育総務課	平成29年9月28日

**【監査の結果】**

1 監査結果の区分 指摘  
2 件名 交通違反（酒気帯び運転）の発生  
3 内容 教育総務課の職員は、平成29年4月、公務外において酒気帯びの状態で乗用車を運転し、交差点で一時停止していた前方車両に追突する物損事故を起こした。

**【措置の内容】**

本案件を受け、教育委員会事務局及び学校に指導をしました。

1 事案発生の翌日、本庁各課長による臨時課長会を開催し、教育長から事案の概況説明をし、全職員が、不祥事根絶に向けた意識の徹底を図るよう指示しました。

2 事案発生の翌朝、事務局全職員及び全教職員へメール等により飲酒運転再発防止の注意喚起を実施しました。以降、定期的に注意喚起メールを事務局全職員へ配信しています。

3 平成29年6月を飲酒運転根絶取組月間として設定し、県教育委員会より校内研修資料「飲酒運転根絶に向けて」を配付し、事務局及び小中学校、高等学校、特別支援学校において研修を実施しました。

4 平成29年6月から、県立学校全教職員向けにパソコンネットワークの利用によるeラーニング研修（交通事故削減プログラム）を実施しています。以降、毎月1日にプログラムを更新し、受講を呼びかけています。

(別紙2)

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育総務課、義務教育課、 高校教育課、特別支援教育課	平成29年9月28日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分	意見
2 件名	教職員の不祥事根絶への取組
3 内容	県教育委員会では、教職員の不祥事根絶に向けた多角的な取組を実施していますが、依然として、酒気帯び運転などの不祥事が多発しています。  平成28年度の懲戒処分件数は昨年度から9件増加して24件となり、県教育委員会の記録が残る平成8年度以降で最多となっています。また、校種別に見ると、小中学校合計の懲戒処分件数も過去5年間で最多の13件です。  県教育委員会が一丸となり、市町教育委員会とも連携・協力をしながら、昨年度の取組を総点検の上で、原因分析に基づく実効性のある対策の徹底を図り、個々の教職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、不祥事を許さない組織風土の浸透に努めてください。
<b>【措置の内容】</b>	
平成28年度の懲戒処分事案のうち、交通事犯に関するものが8件（うち、飲酒運転4件）と平成27年度以前に比べて大幅に増加しています。また、不祥事の処分をする都度、通知等による注意喚起をしてきたにも関わらず、不祥事が発生していることから、不祥事を他人事として捉えないような伝え方や教職員一人一人へ浸透させる注意喚起が必要であると考えています。このようなことから、平成29年度は次のようないかだを計画し、実施しています。	
1 交通事犯根絶に向けた取組の強化	
(1) 全学校における飲酒運転根絶研修を実施しています。	
・平成29年4月「飲酒運転根絶スタート月間」として設定しました。	
・平成29年5月「飲酒運転根絶のために」を各学校に配布（校内研修資料）しました。	
・平成29年6月 飲酒運転根絶に特化した校内研修を実施しました。	
・平成29年12月～平成30年1月「飲酒運転根絶取組強化期間」として設定しました。	
(2) 各県立学校に校内研修等で活用するために、アルコール検知器を配布しました。事務局においては、公用車使用前に検知器による測定を実施しています。	
また、各学校では職員に貸出しを行うとともに、出勤時の抽出検査等を実施しています。	

(3) 県立学校教職員一人一人に向け、事故削減プログラムを直接配信し、交通事故防止に向けた取組を実施しています。毎月1日にプログラムを更新し、教職員一人一人に受講を呼びかけております。これまでの受講率は各月60～70%であり、今後も受講を呼びかけていきます。

また、プログラム配信元である保険会社から小中学校、高校、特別支援学校の校内研修に講師を派遣しています。

## 2 教育活動の悩みによるストレスへの対応

十分な相談時間の確保及び希望面談への対応を図るため、教職員サポートルーム相談員を平成28年度の3名から4名に増員し、より多くの教職員の悩みについて相談できる体制をつくりました。

## 3 小中学校教頭会における不祥事根絶研修の実施

平成29年8月に実施された教頭会において時間を設け、不祥事根絶に向けた研修を実施しました。事例や臨床心理士の分析等を紹介しながら、各学校における取組を依頼しました。

(別紙3)

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康体育課	平成29年9月28日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分 意見	
2 件名 子どもの体力向上の推進	
3 内容 スポーツ庁が公表した平成28年度全国体力テストの結果を見ると、県内公立小学校5年生男子は、8種目中5種目で全国平均を下回り、体力合計点も調査開始の平成20年度以降初めて全国平均を下回りました。また、体力合計点と5種目において、過去のワースト記録を更新しています。	
さらに、新体力テストで全国平均を上回る種目の割合が、後期アクションプランの数値目標に設定されていますが、その目標値100%（平成29年度）に対して、平成28年度の小学生の結果が51%と大きな乖離が生じており、平成27年度の80.2%からも下降しています。	
学童期等のスポーツは、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。昨年度の取組を総点検し、原因分析に基づく実効性のある対策を取り入れるなど、市町教育委員会と連携・協力して、子どもの体力向上の推進に努めてください。	
<b>【措置の内容】</b>	
1 体育主任研修会の実施	
平成29年4月に静東教育事務所、静西教育事務所管内それぞれ、悉皆研修で体育主任研修会を実施し、平成28年度の本県児童・生徒の体力低下の現状を伝え、体育の授業だけでなく学校生活の中で体力向上の取り組みを推進していくよう呼びかけました。また、体力向上の対策として、有識者の大学教授を招き、具体的な実践方法について講義をしてもらいました。	
2 実技指導協力者派遣事業	
中学や高校と異なり、保健体育の専科教員が少ない小学校を対象に、平成27年度から実技指導協力者派遣事業を実施しています。児童の体力低下対策として、数年来の課題である投能力だけでなく、走力や調整力など、総合的に子供の体力を伸ばすことができるよう、陸上競技や器械運動、ボール運動など分野を広げて実施しています。指導協力者は、子供の体力向上推進委員の指導の下、県体育協会の競技経験のある職員を派遣し、3名から5名で授業の補助を行っています。年間約40校実施しており、未実施校を優先しながら、県内の小学校に幅広く派遣していく予定です。	

### 3 体力アップコンテスト

県内の小学校、特別支援学校小学部を対象に平成 16 年度から開催しています。体育の授業だけでなく、休み時間や昼休みにチャレンジ種目の練習をすることで、運動時間の増加をねらっています。また、平成 28 年度には投能力向上をねらいとした「みんなでまと当て」という新種目を設定しました。さらには、平成 29 年 2 月に成績優秀校の表彰式を行っています。表彰式では、新体力テストで優秀な成果を収めた小学校も表彰しています。成績優秀校を称揚することで、運動に対する動機付けを行っています。

### 4 「子どもの体力向上 ふじさんプログラム」について

平成 28 年に学校や先生方の協力で、現場感覚を重視した運動プログラムのデータベースを作成し、個別の動作や運動をカテゴリー別に整理し、新たな運動プログラムとして構成しました。平成 29 年度、体育の授業ですぐに活用できるように、新体力テストポータル画面から各学校が自由に視聴できるようにしました。体育主任研修会等で各学校に周知し、活用できるように呼びかけています。